

近世菅浦村における地先支配

——寛保三年地先争論を中心に——

はじめに

近江国菅浦（現西浅井町）の歴史は、隣郷大浦との境界争論、堅田（現大津市）との漁場争論に代表されるように、中世以来、繰り返された争論の歴史であったと言ってよい。近世菅浦にも大きな争論が二回あった。まず一つが安永年間の葛籠尾山を巡る片山村（現高月町）・延勝寺村（現湖北町）との山争論^①で、もう一つが本稿で採り上げる寛保三年（一七四三）の地先争論である。寛保の地先争論は、他の争論とは全く質を異するものであった。他の争論が境界を巡る他村との村落間争論であったのに対し、寛保の地先争論は新たに出来た開発地を巡り、菅浦住民であり、膳所藩の代官職を勤めた嶋津新次郎と菅浦惣百姓とで争われた村内争論であったことが、大きく違う点である。

この寛保の地先争論については既に原田敏丸氏の論文がある^②。氏は本争論の背景には従来からの代官と村方百姓との間に対立関係があり、争論の本質は代官による領主支配と村民の自治との衝突であるとし、争論の結果、前者の後者に対する優越が改めて確認され、中世以来の伝統的自治機能は後退を余儀なくされたと評価している。

岸 妙 子

本稿は、争論の構図が領主権力対村自治であるとする原田氏と見解を同一とするが、新田地の貢租が通常は山野河海に課せられる小物成として扱われたことに着目し、近世琵琶湖岸における地先支配の実態について菅浦村を事例に考察を試みようとしたものである。最初に断っておくが、本稿で言うところの〈地先支配〉とは、高権力の立場から行使される支配だけを意味するのではなく、伝統的に培われて来た在地の秩序——「村方之地法」——により共同利用されて来た既成事実のことをも示している。

まず本論に入る前に、近世菅浦村の概要を簡単にまとめておこう。中世菅浦住民が朝廷の供御人として、また山門檀那院（後に花王院）や日野家など重復的支配の変遷を経てきたことは周知のことである。戦国期には浅井氏の支配下となり、織豊期をへて、近世は膳所藩領となる。慶安年中に本田氏が膳所藩主となって以降幕末まで、中世の重複錯綜した領有関係とは一変し、膳所藩の一領主支配となる。

山と湖に囲まれ、耕地となる平地が少ない当村では、非農業生産への依存度は高く、主に樹木・柴木・石灰・桐油などの売買、漁業・廻船業などを営む村であった。村高は近世を通じ四七三石。耕地面積は

窓 六三町余、内田地が五町四反、油木畑三四町五反。年貞の三分の一

史 は菅浦の特産物の一つである油実の実納、残りは銀で上納^③。寛保元年（一七四一）に小物が賦課されるまでは、本年貞のみを負担する村であった。

家数は一一〇軒程度を維持し、目立った変化はない。また、村民相互間において著しい経済格差は見られず、固定した身分的階層のない比較的フラットな関係であった^④。

集落構造は長福寺（廃寺、跡地は現公民館）より字前田を結ぶ直線を境界線とし、東西の地域に区分されていた^⑤。境界線より西を西村、東を東村と呼び、東・西村それぞれに会所・惣堂・惣門・舟入などの施設があり、年中行事や惣有地の管理、庄屋・肝煎等の選出も、それぞれの地域単位で行われていた。

村内組織は、膳所藩の民政機構の末端役人である代官（嶋津新次郎家の世襲）・村方三役（村内持廻りの交替制）の他に、中世以来、村自治を担っていた中老衆（史料上では「忠老」・「中老」の両方が見られるが、本稿では「中老」を採用する）等によって構成される。

中老衆とは、中世の菅浦惣の意思を代表する存在として、共同体を統率した乙名廿人制を継承した伝統的な役であり、既に中世・近世史の立場から指摘されているように、中老になる家は個定されている訳ではなく、年齢階梯による交替制であった^⑥。定員は古くは二〇人（東西村一〇人づつ）、その後一〇人（東西村五人づつ）、六人（東西村三人づつ）と減少したが、現在でも長老衆とよばれ、その伝統的な役は存続している。

第一章 寛保三年の地先争論

第一節 争論の経緯

本争論は、代官嶋津新次郎と菅浦村住民との間で起った、地先権をめぐる争いである。ことの発端は、元文三年（一七三八）六月、雨水による山崩れによって湖水際地先に出来た埋立地（置洲）を開発した新次郎父子に対し、村方惣百姓たちが従来通り「先格」による「村方支配」を主張したことにより始る。この山崩れによって、菅浦村はかなりの被害を蒙ったらしく、以後幕末に至るまで減額していくものの、引高として「午年山崩」が恒常的に減免されていくことになる^⑦。

さて、寛保三年（一七四三）七月、新次郎方から菅浦村の領主である膳所藩に訴訟され、この一件は村内紛議から公の裁許の場へと移ることとなった。そして、同年八月に膳所藩からの裁許状が下され、一応の解決をみるのである。

次にあげる史料は、寛保三年十月、膳所藩から出された裁許状^⑧である。以下、本節と次節とで、この史料を中心に両者の言分を対比しながら争論の経過をみていくこととする。長文であるが、本稿全体にかかわる史料なので、(A)新次郎の言分、(B)村方の言分、(C)藩の詮議内容に分けて、出来るだけ多く載せたいと思う。

※波線は筆者が補足

(A)一、嶋津新次郎父子訴候趣者、去六年以前午六月雨水ニ而山崩荒

(元文三、一七三八)

田畑出来、別而私田大分荒地ニ罷成難儀仕候、其節字日差・諸川

式ヶ所土砂はせ出し、磯辺ニ而湖水埋り置洲出来仕候、此場所百

姓持地之御棹先ニ而も無之、勿論前々高請地之荒場ニ而者聊以無之、湖水之内之出来洲ニ而、是迄支配仕候者無之、主なしニ而村方無差構場所故、末々助成之為新田ニ仕度、翌未ノ三月御願申上、被為 仰付被下候故、右式ヶ所湖水際ニ田地持候者共江境立候様ニと度々申触候而、置洲ニ田杭打波除等大分物入之普請仕、田地形チ致出来候、其砌村方々江新田を被致候へ、是迄之通大風之節耕作船之囲場を除置候様ニと申越候、左候へ者、船之入場さへ除置候得者無差構儀勿論之事ニ候、然ニ同八月諸川表者波打ニ而田地形チ流失仕、日差表ニ而少々相残候、其後三年目酉秋大廻リ之節、奥村文兵衛殿右之場所御検分被成、御年貢五升之御米極ニ被成下、酉戌兩年私方々御年貢上納仕、何之違乱も無之候、則西御年貢村入用例年之通、名代庄屋・肝煎立合、去戌六月致算用、目録仕立、村方江為見、割方相違無之段得心印形取り候上ニ而、人別江仕切相渡候、当六月去戌年之算用目録仕立、村方江為見候処、右請所御米極本口五升壹合五勺、新次郎立と申事、村中得心不罷成と今更申出シ、得印形致間敷由、頭取之者申募、私親類共之外徒党仕不届至極ニ奉存候、并私儀先年御運上指上候酒株所持、于今商売仕候所、旧冬々村中酒買候事停止ニ仕、買候者ニハ錢沓貫文宛料取可申旨、村之東西ニ札を建申候、当村之辺者山坂難所故、他村々買ニ来候者無之、商売不罷成難儀仕候、酒株有之村ニ而、右躰之札を建、渡世之邪魔仕候村者無之候、且又私儀他村より銀米借り来ハ、村之取替賄致遣候所、未申兩年何之断も無之、村中の貸借利なしニ取やり仕候様ニと我儘ニ村法度を立、私始人之為ニ取替仕候者共江難儀を懸、不届ニ奉存候、其

村之儀者庄屋・肝煎之外ニ往古々忠老役と申者式拾人有之、村之取仕、山法度之外村法度之儀私へ窺候而、得心之上村中江触流仕来候所、近年ハ我儘ニ罷成、聊以窺候義無之、何事ニ而も如斯相極申触候間、左様ニ相心得候へ杯と申越、畢竟私義へ頭取之者共之下役と相心得罷在候哉、小百姓へ触流も同事之致方ニ仕候、殊ニ当月六月頭取之者共相催、古格を破り忠老共退役致させ、村方混乱仕候間、発頭清太郎・助太郎・太郎兵衛其外頭取之者四五人被 召出御吟味之上、向後我儘不仕候様ニ奉願候旨申之

新次郎の言分(A)を要約すると以下のようである。

新次郎が開発した場所は、山崩れによって字日差・諸川に出来た「置洲」であって、「百姓持地之御棹先ニ而も無之、勿論前々高請地之荒場ニ而者聊以無之、湖水之内之出来洲ニ而、是迄支配仕候者無之、主なしニ而村方無差構場所」である。湖水際に田地を所持しているものには、境を立てるよう以前以て申し触れてあるので、開発場所については問題はない。開発地は寛保元年（一七四一）秋、藩役人奥村文兵衛の検分を経て、新田は「磯辺年貢」五升と極り、その通りに「酉戌兩年私方々御年貢上納」を終えたが、当年（寛保三）六月、村方の勘定目録作成の時期になって、既に磯辺年貢の上納が完了しているというのに、村役人たちが「右請所御米極本口五升壹合五勺、新次郎立と申事」は納得いかないと文句をつけ、村方勘定に承認の印形を捺さなさいと言い出した。

その上、新次郎が酒販売や金融活動を営んでいるにもかかわらず、酒法度（酒の売買を禁止）や、村法度（村中の貸借について無利息に

年月日	事項
元文3年(1738)午6月	山崩によって宇日差・諸河の地先に「置洲」が出来る
同 4年(1739)未3月	代官嶋津新次郎父子、膳所藩に「置洲」の新田開発を願い出て、許可される
寛保1年(1741)酉秋	膳所藩役人奥村文兵衛により新田の現地検分、「磯辺年貢新次郎立」として小物成高5升余と定められる
同 3年(1743)亥6月	「戌御年貢米目録」に「磯辺年貢新次郎立」とあることに村役人等不得心、請印いたさず
同 7月	「頭取之者」により中老退役
同 8月	新次郎父子、膳所藩へ出訴、藩より松井惣助・中山仁内が取調べに現地派遣される
同 10月	膳所藩より裁許状が下される

寛保の地先争論略年表

する)を新次郎へは何の断りもなく定めた。本来、諸法度の制定は、村の取締を担っている庄屋・肝煎の他、往古よりの「忠老役」によって取り決められ、さらに新次郎が納得した上で「村中江触流」すのが、これまでの仕来りである。ところが、「頭取之者」たちが画策し、

中老を退役させることが出来ることから、当時村政に関与できる立場であった可能性が高い。中老を退役させることのできる存在として、庄屋などの村役人が考えられようが、右史料上では「庄屋・肝煎」と、その村役名がはっきりと記され「頭取之者」とは明らかに区別されている。したがって「頭取之者」とは庄屋・肝煎とは別の存在であったと考えるのが妥当かと思われる。しかし、他に傍証する史料がないため「頭取之者」についてはその詳細を欠き、実像は不明確であるので、この時期、村内において、ある程度の発言力のある存在であったと推測するに留めておく。

「古格」を破り中老を退役させてしまった。「頭取之者」は代官である新次郎のことを下役とでも思っているのではないか。以上が新次郎側の訴えの内容である。新次郎がことの外やりだまに上げて「頭取之者」であるが、他の史料には全く見られず、その詳細は不明である。しかし文意から考えて、争論の首謀者であり、ま

(B)一、百姓共答候趣者、当村日差・諸川磯辺と申所へ先年へ本田垢内こやし場ニ而御座候所、右磯辺新田御願被申上候儀者、惣百姓共曾而以存不申、去戌御年貢米目録ニ当年御米五升合五勺磯辺御年貢新次郎立と申事被書載候付、此義ゆめゆめ不奉存、相尋候へ者、去ル酉ノ秋奥村文兵衛様御検地之上被 仰付候段、御申聞ヶ奉驚、依之村方一統ニ新次郎殿磯辺新田年貢共、村支配ニ被下候様再三申上候得共、御承引無之候故、目録ニ済印形不仕候、何分も此場所持主付候儀難成段、達而申上候所、我儘募承引無御座、村方大小百姓共何分ニも得心不仕、其上混乱成願訴状被差上、時節柄困窮之百姓義迷惑ニ奉存候、弥以先格之通村方惣百姓支配ニ被 仰付被下候様ニ奉願候旨申之、酒法度之儀者村方困窮ニ付、呑酒広ク仕候而者御年貢御未進等も仕、万事粗末成候故、村方江呑酒御出し有間敷候様ニ先達而御断申置候、商売之邪魔不仕候、先年へ外より来ル商人入レ不申、奢ヶ間敷儀費成事村法度

ニ仕候、未申兩年村之借貸利なしニ取やり仕候事者、午年洪水ニ而田畑立毛不納仕候故、村中相談之上御代官江窺相極申候、忠老之儀古ハ弍拾人在之、中古ハ拾人減、老年替り仕候へ共、段々困窮故、勘略之為今年ハ三人ニ致シ、村之取メ仕候、然ニ御代官を頭取之者之下役と相心得候哉と出訴有之候へ共、全以粗末成儀不仕、往古ハ諸法度之儀者、庄屋・肝煎・忠老品ニより御代官様迄も相談之上、法度仕候旨申之。

この新次郎の訴えに対する村方の反論(B)は以下の通りである。

新次郎方が磯辺新田開発を藩に願ひ出たこと、また「戊御年貢米目録」に「当年御米五升壹合五勺磯辺御年貢新次郎立」と記載してあったことは、村方一統存知するところではなかった。そもそも、新次郎が開発した場所は、百姓持地の「湖水際棹立限」であつて、耕地の肥しとする藻草などの採取場であり、「先格之通村方惣百姓支配」して来たところである。

中老退役の件は、古くは二〇人、中古は一〇人であつたが、今年より勘略のため三人に減らしただけであり、決して、新次郎を「頭取之者」の下役とは思っている訳ではない。

また、酒法度については飲酒の習慣が年貢未進につながりかねないための処置であり、貸借無利息の村法度については、山崩れにより村方困窮の救済策である。そして諸法度の制定は、庄屋・肝煎と中老衆とで協議し、「品ニより」、つまり場合によっては代官へ相談している、と主張している。

以上、両者の言分を史料に従つて概観した。次に膳所藩が下した裁

許の内容を見ていくことにする。

第二節 膳所藩の裁許内容

(C) 右遂僉儀候所、本田垢内こやし場と百姓共申立候儀、垢内とハ本田之垢水流出候事、肥し場とハ水底之藻草を取り、本田之肥ニ仕候と申之、然ニ日差之磯辺には藻草少々在之候へ共、もろこの磯辺ニハ藻草少も無之ニ付、検分之節令穿鑿候処、前々ハ多生へ候へ共、午年山崩ニ而磯辺埋り、日差表藻草致減少、諸川表ニ者只今生へ不申、唯右弍ヶ所之泥土を取、本田之土流候跡江持運ひ繕候儀ニ候、無左候而者、耕作難成旨申立候間、左候ハ、未年新田場致普請候以來、囲杭之内之泥土を村方ハ取候哉と相尋候所、百姓共答候者、杭之内へ一脚も踏込候義無之、泥土少も取り候者、曾而以無之旨申之、且又囲杭之外にも菰蔕生へ有之候へ者、一兩年以來泥土取候場所とハ不相見候、新次郎断候者、当村ニハ山内ニ粗草多有之故、水底之藻草を取、肥ニ致候者無之と申之、又百姓答候者、山内ニ粗草有之候へ共、前々ハ藻草をも肥ニ致候、唯此場所新田ニ成候ハ、自今泥土取候事成間敷候故、本田悪敷成候旨申之、仍而日差・諸川之田地令検分候所、山崩荒田之外、其以後土流レ悪敷成候場所不相見候、然ハ百姓共申分難相立候、此場所百姓持地之御棹先キニ而も無之、支配仕候者無之、主なしニ而無差構場所と新次郎訴候其返答、百姓共最前不書上候儀者手後レニ候へ共、湖水際棹立限者、百姓持地之御棹先(合)壁ニ而、面々田地尻を見通し、右場所之葭柳等刈取致支配、其上田畑へ持運候泥土ハ村中ハ取之候旨申立、天正・慶長年中ハ以來田畑

屋敷売券状式拾六通百姓共指出之候、其証文際限書ニ海者棹立限と書記有之候得者、此義新次郎申分難相立候、(中略)当六月迄右磯辺年貢有之儀、百姓共不存、酉年奥村文兵衛場所致検分候節も、字諸川之荒田検分と得相心、新田場検分之儀不存候杯と申立、未ノ年新次郎囲杭打候節者、膳所表被為成候御普請と相心得、新二郎自分之普請とハ不存候杯と申候故、杭拵普請人足等も村へ割懸候哉と、令吟味候へハ、新二郎考分致シ、村へハ少も懸ケ不申候旨、百姓共申之、兎角百姓共申立始終不都合ニ得相聞候、殊ニ酉戌兩年之免定ニ米五升磯辺年貢米極書記、庄屋・肝煎と組頭百姓共へ別札ニ相認式通下シ置、物成致勘定候以後、百姓共へ之免定帰し候時之書書文言ニ、表書之通り御免定百姓方江被下置、奉拜見、立会免割仕、庄屋・役人小前之帳面も私共吟味仕、相違無御座候と書記、組頭拾六人・百姓惣代式人、都合八人致連印、郡代役所へ差出し置候、殊ニ去々酉年之年貢諸入用算用目録ニも、磯辺御年貢新次郎立と書記、村方江為見候所、忠老共拾人奥書致印形、新二郎与庄屋・肝煎方江遣置、左候得者、數通之証文致置、今更文盲之村方ニ而事訳ケ不存候而、致印形候杯と訳ケも無之儀を申立候事、百姓共不屈至極ニ候、乍然湖水際田畑屋敷売券状ニ海者竿立限と有ル之古証文之趣ニ任セ、左之通り宥免を以申付候、棹立と申立候棹之長検分之節令吟味処、六尺竿之儀ニ候哉、船竿之儀候哉、睨とハ不存候得共、先ツハ長サ老間竿にて可有之候、村中相心得罷在候間、双方申之、然者六尺を以竿長ケと相定候、常水之分量ハ、当五月之漫水、八月之渴水、湖上四尺八寸違候義、石垣ニ水垢有之相知レ候故、四尺八寸を令平均、

式尺四寸を以渴水漫水ニ致増減、常水与相定候処、双方致得心候、検分ノ節渴水故、竿長ケ六尺之内式尺四寸減シ、深サ三尺六寸之所を竿立と相定候、右論所者午ノ年山崩ニ而埋り候旨、双方申之、左候得者、論所ニ而者、竿立之場所難相知レ、論外ニ而四ヶ所石垣際ハ深サ三尺六寸之所迄の間数を間竿を以相改候処、或ハ式間又ハ式間半有之候故、其格を以右論所新次郎囲杭之内、石垣際ハ式間半ハ、先格之通田地合壁持主之者共可致支配、其場所泥土取候儀、是又村方仕来候通ニ可致候、尤囲杭之内者、向後弥以百姓共手指致間敷候、囲杭之儀諸川表者其分ニ差置、日差表ニ而者式間半湖水之方江出し打替可申候、勿論式ヶ所共石垣際式間半者、村方持分支配ニ申付候条、可除置之候、且又日差表ニ打置候囲杭之外ハ検分ノ節邊湖水表江張出し、新二郎父子傍示差置候場所、渴水之節深サ三四尺余も有之候へハ、水底ハ八九尺余も築上ケ不申候而者田地ニ難成、然者人力之非所及候故、不及沙汰候、右指置候傍示、早速取払之、自今此場所泥土取候義者、誰ニ而も可為勝手次第候、湖水際田畑屋敷竿立限、百姓持地之竿先と古証文之趣を以申付候へ共、村之出離ハ論所ニ行キ候道筋浜通七八町程之間者、村中之者共他人所持之畑前之浜江我往キ、又我所持之畑前之浜江他人来リ、前々致来ル丁場ニ道中杭を立、垣を結び、表稻干シ来候場所、面々持分有之旨、双方申之、乍然畑前浜手竿立之打故、土砂捨候時分者、右之垣邪魔ニ成候へ者、畑主より杭木被除候而も稻垣致候者不差構候旨申之、然ル上者、右稻干場之義ハ、此已後弥以無異論、先格之通り可相守候、且又船着場所者田地合壁ニ而も竿立限之支配場ニ而者無之、田地売券状

にもふなと限と際限書記候旨、百姓申之、則前々売券之古証文差出し候、左候へへ、是又是迄仕来候古格之通ニ可致候、酒買候者ニ科料取可申抔と、其外不法之札立候儀、檢分之節令吟味候処、

右之札、前々折々建来り候得共、家業之妨成事ハ致間敷義、殊ニ前々御運上を上ヶ候酒株有之村方ニ而致間敷、不法之儀ニ候ハ、此以後相止可申旨、百姓共申之、尤困窮村未進米不出来候様ニ相心得、勘略触等者世間一統可有之儀候、向後新規新法者不
及申ニ、縦致来ル事ニ候共、他所他村ニ無之儀、惣而目立耳立候事共致間敷候、未申兩年村之貸借利なしニ取やり致候義、新二郎者村々何之断も無之、我儘ニ村法度を立候と申之、百姓共ハ村中相談之上、新二郎へも窺候而相極候旨申之、双方証拋無之候、左候ハ、此義百姓共申通、向後者弥以村中相談之上、新二郎へ窺候而、双方得心ニ而相極可申候、互ニ不得心成事を押而相極申間敷候、山法度之外、村法度之義、前々ハ新次郎江窺候へ共、近年不窺、我儘ニ致候旨、新二郎申之、百姓共ハ村中庄屋・肝煎・忠老・御代官迄相談之上致候、我儘不仕候と申之、是又百姓申通、向後弥庄屋・肝煎・組頭共ニ相談上、新次郎江窺候而、和談之上ニ可致候、忠老役之儀拾人之代りを三人ニ而も相動候事ニ候ハ、勝手次第ニ可致候、勿論三人ニ而難勤候ハ、五人拾人成共手間無之様ニ可致候、畢竟庄屋・肝煎・組頭とハ、格別ニ而他所他村ニ無之、菅浦ニ限り候内証之役人ニ而候へハ、強而不及沙汰候（後略）

双方の訴えに対する膳所藩の裁許内容(○)を以下に要約する。

論所が近年、農薬用肥採取場として利用されていた形跡はないので、ここを藻草や泥土の採取場として機能してきたという百姓方の言分は成立しない。

百姓方が村方勘定目録に「磯辺年貢新次郎立」と記載があることに異議を申し立てている件は、藩側に提出した兩年分免定にも去々年の村方勘定目録にも、庄屋以下村の代表者が承認の印形を捺していることは、まぎれない事実である。したがってこの件についても百姓方の言分は成立しない。

論所が旧来より「棹立限」の百姓持地として「村方支配」の場所であるとの百姓方の言分については、天正・慶長頃より売券に「棹立限」という四至表示があるので、この言分は認められる。実際は山崩れによって地先の地形が変形しているが、六尺棹（湯満水時には寸尺の増減あり）の立つところまでを「棹立限」というこれまでの慣習に従い、おおよそ旧石垣際から棹の深さまでの二間半の範囲内を「棹立限」として、先格通り「田地合壁持主之者共可致支配」とし、「村方持分支配」を認める。故に新次郎方は新田の囲杭を二間半以上離れたところへ打ち直しなさい。

酒法度については、酒株を有する村方であるので、このような売買禁止は不法であり、以後勝手にこのような新規を立ててはならない。村内の取決めは、庄屋・肝煎・組頭ともに相談し、その上で新次郎へうかがいを立てるように、と裁定を下している。

藩の裁定の結果、百姓方の言分であった「磯辺年貢新次郎立」は、否定されることなく、結局確定されることとなるが、湖水際田地の地先である「棹立限」の空間は田地持主の所有とされ、これまで通りの

本節では、争論発生の直接的起因は何であったかを確認したい。

まず、双方の争点は論所が「棹立限」であったか否かであった。「棹立限」とは、「百姓持地之御棹先合壁」、つまり湖沿い田地尻より湖側に延びた浅瀬で、石垣より六尺の棹が立つ深さまでの範囲であった。裁許状に「六尺を以竿長々と相定候、常水之分量ハ、当五月之漫水、八月之濁水、湖上四尺八寸違候義、石垣ニ水垢有之相知レ候故、四尺八寸を令平均、式尺四寸を以濁水漫水ニ致増減、常水与相定候処、双方致得心候、検分之節濁水故、竿長ヶ六尺之内式尺四寸減シ、深サ三尺六寸之所を竿立と相定」とあるように、六尺を常水の深さとして、濁水満水時によって寸尺を増減し、季節によってその領域が変化しないように定められていた。「双方致得心候」とあるように、新次郎・村方惣百姓ともが認識していた慣行であったことがわかる。そして、証拠として提出した売券の四至表示として記載されていることから、磯辺田地の地先として、個人の所有権に属する領域であった。

さて、実際に村内で争論が発生しているのは、開発が実施されてから四年後、戌年の磯辺年貢を上納されてから三年後のことであった。開発時から「年貢諸入用勘定目録」に「磯辺年貢新次郎立」と記載されていることに村方惣百姓が気づくまでの間は、村内で争われた形跡はないのである。争論の起因が新田開発事業そのものの是非であったならば、争論発生の時期は当然開発時前後に起り得るだろう。しか

し、争論が開発完了時期よりかなり後になって発生していることから、当該地の開発事業そのものには問題発生の直接的な要因はなかったと考えられるのである。開発当時、村方の関心は開発事業の当否ではなく、惣百姓方より「耕作船之囲場を除置候様」と申し出ていることから、田地へ通うための耕作船の船着場を確保するという点であって、新田開発自体には反対はなかったのである。それに、村中に隠して新田普請を進めることなど到底不可能である。

さて問題が表面化したのは、開発後何年も経てからで、村方の勘定目録作成の時期、戌年分の「村方諸入用勘定目録」に米五升「磯辺年貢新次郎立」と書込まれていたことに対し、村方惣百姓が反論したことになった。しかし、この「磯辺年貢新次郎立」は西戌年の二年間分は既に皆済済みであり、しかも酉年分の勘定は、代官新次郎他、村役人及び忠老衆の承引の印形が捺されていて、書面上は村内決済が完了していたのである。

開発から争論発生までに時間差があることについて、村方の言分は新田開発は「新二郎自分之普請」ではなく、膳所藩による公儀の普請であると認識していたのだ主張し、数年を経て「磯辺年貢新次郎立」の記載に気づいたことについては、印形した当時の村役人等は文盲であったため、そのことに気がつかなかったからだと説明している^⑩。

ここで強調しておきたいのは開発から争論発生までには、かなりの時差があるということである。このことは、本争論の直接的な要因が開発にあったのではなく、開発後の新田の処遇にあったことを意味し、つまりは新田地を「磯部年貢新次郎立」として確定されること、地先の「村方惣百姓支配」として不都合なことであったからに

他ならないと考える。後述するが、この時差の問題は本争論を考察する上で、軽視できない重要な点であることを、まずは指摘しておきたい。

以上、本章では争論の経緯とその発生の起因について見てきた。更に詳細に検討を加えるために、争論の焦点を、Ⅰ村法度の制定と触流、Ⅱ「棹立限」の特質とその支配、Ⅲ新田地の納税方法、の三つに絞りたい。ⅡとⅢは地先支配の本質にかかわることとして、Ⅰは争論が発生した社会的背景を捉えることができる素材と考えるからである。

まず、Ⅰについては、第二章の第三節で、続く第三章でⅡとⅢの検討を試みたい。

第二章 中老衆と代官

第一節 中老衆の機能

本章ではまず、争論の社会的背景として、当事者である代官嶋津新次郎家と村方惣百姓の関係について考察を加えたい。代官嶋津新次郎家については次節で、詳しく見ていくことにするが、本節では、近世菅浦村にとって庄屋・肝煎とならんで村自治に深く関わってきた存在として、裁許状にも度々登場する中老衆を採り上げる。

既に近世中老制については原田氏の先行研究があるが、その機能については深く追求はなされていない。筆者は、原田氏があまり触れることのなかった中老衆の職務機能に着目し、彼らが村内で果たした役割について分析することで、本争論の本質を明らかにするための一助と

したい。

近世中老衆の原型である中世の乙名廿人制は、村自治の中心であり、名実ともに村の意思を代表する存在であった。その性格は変化しながらも近世村社会においても藩の村方支配機構として庄屋・肝煎・組頭から成る村方三役とは区別された菅浦独自の伝統的な役目として継承された。

原田氏は近世中老衆の機能について、山法度・村法度の作成・施行に特別な関係を有していたことは明らかであり、村内部における政治的立場も代官をも凌ぐ程の実力を発揮することもあったとし、また村民から庄屋・肝煎に対する証文には「村惣代」として連署していることから、藩所定の村役人である庄屋などに対しては村を代表する役割を持つていたとしている^④。

藩の見解によるところでは、中老衆とは「庄屋・肝煎・組頭とへ、格別ニ而他所他村ニ無之、菅浦ニ限り候内証之役人ニ而候」、つまり、庄屋など領主の村方支配機構に属するところの村役とは区別される菅浦村内のみ通じる役目であるとしている。確かに、対外に向けられ作成された文書には中老の名はなく、代官や庄屋等が連署し、その機能は村内に限定されていたと言える。しかしながら、後述するが対村内に発給された村法度には、発給者としてその名を見ることができ

る。中老は東西村より一〇名づつの計二〇名で構成され、一年毎に両村それぞれ二名づつ交替していたが、その人数は減少傾向にあり、二〇人から一〇人になり、寛保三年には六人にまで減っていた。裁許状にはこの減少の理由を「役料は無之候得共、畢竟三人ニ而も相勤り候事

窓ニ勢有之候而、手間暇費候故省キ申候而三人ニ仕候」と記されている。

史 しかしながら、減少傾向にありながら、その後も中老が果していた

役割を見ていくと、村民が生活を営み続ける上で、依然その存在は重要であったと言える。

中老衆の職務とは一言でいえば、庄屋・肝煎等と共に「村之取メ」^① ことであった。具体的にその職務として考えられるものを列挙すると、①村方勘定の立会、②諸法度の制定、③惣有地の管理、④共同採取場の管理、⑤村内紛争の仲裁、など多岐に渡り、この他にも村の年中行事なども取り仕切っていたと考えられる。^②

では、以下①から⑤までの職務内容を順に検討していく。

①村方勘定の立会―争論の争点にもなっている毎年六月に行われる村方の会計決済のことである。新次郎が作成担当の「村方年貢諸入用勘定帳」の監査役として村役人の他、中老衆が村方の会計決済に立会っている。領主に提出される免定の請書には中老は連署しないが、村内会計簿としての「村方年貢諸入用勘定帳」の連署にその名を連ねていることは、近世では中老衆が対外的(対領主)村の正当な代表者でなかったことを示す一方で、村内においては依然、庄屋・肝煎等と共に、村自治機構の成員として存続していたことを意味していると言える。

②諸法度の制定―庄屋・肝煎等と共に、往古より中老衆が「山法度之外、村法度等致候」とあるように、村内の諸事を取決める上で、大きな役割を果していたことは、上述の通りである。裁許状を含む争論関係史料に出てくる諸法度の例は山(山の利用法)・酒(酒売買の禁

止)・貸借無利息等であるが、享保年間に阿弥陀寺の住持であった宅円の記録^③には、その具体的な内容は分らないが、「とうふ法度」「粽法度」「節句法度」があったことが確認できる。

③惣有地の管理―膳所藩より売券の差出連署不備についての質問に対する村方返答書^④の中に、「寛永五年三月万屋と申者江当村之内東村ハ売渡し候地之証文ニ、其節売主当村中老共之内三人印形仕有之候、是ハ惣地故ニ而可有之と奉存候」とある。寛永五年(一六二八)の売券に売主として連署したのが中老三人であったのは、売却地が「惣地」であったためであると返答していることから、中老衆が惣有地の管理運営の責任を負う慣行であったことがわかる。付け加えると、昭和年中の菅浦を対象とした聞き取り調査^⑤では、中老衆の系譜を引く長老衆の仕事として、入会地や、東・西村それぞれが所持していた共有林などの惣有地の管理運営があげられており、また、共有地や浜から採取する割木や柴を乾燥させる場所代が長老衆の収入であったとする。

惣有地を売る際、売主として連署したのが庄屋・肝煎等ではなく、中老衆であったことは、彼らが惣有財産管理に関しては、藩の村方支配機構である村役人より重責を負っていたからに違いない。惣有地の売買契約証に中老衆が、所有者である村の代表者として署名捺印するという慣行が、村内における共通認識であったことは、「惣有地故ニ而可有之」と百姓方が言っていることから明らかである。

村内において最も大事とも言える惣有地の管理という役割が、中老衆の系譜である長老衆へと承承されていることから、減少傾向にあったが、近世を通じ中老衆が代官・庄屋等と並ぶ重要な存在であったことが想定できよう。

④共同採取場の管理―地先や山林など耕作用の肥や生活に必要な燃料の採取場を管理運営する。

差上申手形之事

一、八王子山法度可致事

両中老のかきくさ、若衆之茶屋之木、両村之川くひ、諸事当村之柴ぬす人、かれ木ひらい吟味可仕候、西之村人衆之外へ何者ニ而も立入せ申間敷候、仍証文如件

(二七〇七)
宝永四年

亥ノ五月五日

中老中(印)

西之村人衆中参

右の史料は東西村の中老が、八王子山の管理を取り仕切っていたことを示すものである。両中老分である掻き草、若衆が利用する茶屋之木、東西村用の川杭、柴の盗難、枯木拾いについて、中老衆が吟味すること及び、西村以外の者の八王子山の立入りを禁止を定めたものである。いずれも燃料用の草や枯木、また村方公用で利用する材木など、山の共同利用について中老衆が差配をしていたことを証左するものである。

さて、右の史料で着目したのは、さきの売券と同様発給者が「中老中」であることである。中老の名のもとに山法度が西村の村人中に触れ出されている点からみても、山法度制定の責任者ならびに施行者が中老衆であったことを示していると言える。②村法度の制定でも述べたが、右の史料からも、その制定・施行に、中老衆が深く関与して

いたことを裏付けていると言えよう。

以上②③④からも、惣有財産ならびに共有性の高い採取場の管理運営に関しては、中老衆は村内において法度を制定・施行の責任者としての役割を果す存在であったと指摘できよう。

⑤村内紛争の仲裁―村内で紛議がおきた場合、その仲裁は中老衆に委ねられた。菅浦の惣寺であった阿弥陀寺住持宅円(註)の記録中に享保八年(一七二三)に起きた阿弥陀寺と同寺北隣にあった善応寺との間でおこった境内境目争論の記事が見られる。争論の経緯詳細は省くが、両寺の境目を決めるため「当村役人共迄当時境之見分を願」出ている。しかし「二三日之間役人共之相談も埒明兼」たので、この争いは寺庵中に引き継がれ境目が決められた。そして宅円は、「当村之ならわせ」として「役人共」へ相談料である飯米が支払われる習慣があったことを書き記している。

当村之ならわせ(價)にて役人共江願を立候筋ハ役人之不ル満テ相談間ハ役人江之為飯料ト白米出し申候、片村之役人相談之節ハ朝五升晚五升一日壹斗ツ、但シ両村之役人相談之節ハ一日ニ貳斗ツ、若村之惣役人相談之砌リハ一日ニ白米貳斗三升ツ、遣ス例式ニ御座候、且又酒ハ役人江願を立候節、片村之役人会合之時ハ貳升、両村之役人相談之節ハ片村江貳升ツ、両村江四升、若シ惣役人相談之時ハ酒五升

ここで言う「役人」とは中老衆のことを、「惣役人共」とは中老衆に代官と肝煎二名を加えたメンバーを指すと思われる。この記事の後

窓に「当村時之惣役人」として、代官新次郎・中老衆東西各五名・肝煎東西各一名、計十三名の名前が書上げている。裁許状に中老衆が中古は一〇人に減ったとあったように、享保年間の中老の数は東西合わせ一〇名であった。謝礼の飯米は片村の「役人共」相談の場合は五升、両村の場合は一斗、「惣役人共」の場合は一斗三升とある。「役人共」が中老であるとする、片村で五名、両村で一〇名、一人一升宛の飯米として、片村計五升、両村で計一〇升の計算になる。それに代官一人・肝煎二人の計三人を加えると一斗三升となり、「惣役人共」十三人と合致することとなる。このことから、阿弥陀寺住持の記録に見られる「役人共」とは中老衆のことを、「惣役人共」とは中老に代官と肝煎を加えたメンバーであったとして間違いないであろう。

記録者の宅戸は菅浦出身者ではなく、阿弥陀寺の本山である藤沢清浄光寺より派遣された僧である。この記録は宅戸自身が言っているように、後住の参考なるようにと書き残したものであり、他所から来た者の目で、客観的に菅浦村を描写した興味深い史料である。

その宅戸が村を取仕切るメンバーとして書上げた「当村時之惣役人」には、藩所定の村役人である代官嶋津家や肝煎の他に、中老衆の名も見える。このことは近世村社会においても、中老衆が村自治機構の正当なメンバーであった内実を証左するものと言えよう。ただ一つ気になることは、「惣村役人」に庄屋の名があがっていない点である。これに対する明確な回答は、現段階では用意できないが、宅戸が新次郎家のことを「庄屋代官」と称しており、当時、代官新次郎家が実質的に庄屋の機能をも果たしていたのであろうか。

さて話を元に戻すと、この記事からは、村で内紛があった時、まず中老衆へ相談し解決が図られ、「当村之ならわせ」として相談料が支払われる習慣があったことがわかる。

また、先にあげた昭和期の聞取調査でも、境界などの紛争で、どうにも纏ってしまったとき、長老衆が最終決定をするということや、当事者の親族のあいだで協議され、それでも解決しなかった時、その紛争は長老衆に委ねられ、その決定には絶対服従であったことが報告されている。

以上本節では、近世菅浦社会における中老衆は、村法度を制定・執行、惣有地など共有財産の管理、共同採取場利用の差配、村内紛争の仲裁など、村内において多岐に渡って重要な役目を果たしていたことが指摘できかと思う。

寛保の争論の係争地となった「棹立限」は、個人所有に属しながらも、村の共同採取場として「村方支配」される共有性の高い場所であった。本節で述べてきたように、菅浦村において、惣有地や共同採取場の管理運営に大きな役割を果たしてきたのは中老衆であったこと、村内紛争が起った場合、まず中老衆が双方の仲裁にあたるのが慣例であったということを考慮すると、本争論で彼らが担った責務は重かつたことが想定される。

第二節 代官嶋津新次郎家

菅浦村住人嶋津新次郎家は、代々膳所藩代官職を世襲する家柄であった。代々「新次郎」または「新次郎大夫」を名乗り、「新四郎」「新太郎」と名乗っている時期もある。文化八年（一八一）以降は「菅

浦」と改姓している。^②

新次郎が代官に就く以前は、大浦村の代官竹元庄兵衛が菅浦村の代官も兼任していたが、慶安四年（一六五二）、菅浦惣百姓中より藩表へ、菅浦と大浦とは往古より「一組」であったことはないとして、それまでの争論の経緯を理由に別の代官を任命して欲しいと願ひ出ている。^③ おそらくこの願ひが藩に聞き入れられ、大浦村代官の管轄を離れ、新次郎に代官職が言い渡されたものと思われる。慶安四年以前の史料と思われる代官竹元庄兵衛年貢勘定目録^④の宛所に「菅浦村庄屋新次郎」とあることから、これ以前は新次郎は庄屋役を勤めていたことがわかる。

『新修大津市史』^⑤によれば、膳所藩民政組織として、郡奉行↓地方役↓郷代官↓村方役人という機構があり、その内郷代官とは郷士的身分で、姓名を公的に名乗り、他領における大庄屋的な役割であったとする。また、領内農村に居住し百姓を営みながら、複数村を管轄し民政にたずさわっており、その任務は郡方役所からの触の伝達、村方からの上申書の取り次ぎ、年貢徴収事務などで、任務の代償として役料が割当てられたとしている。^⑥ 要するに郷代官とは藩の村支配の要であり、管轄村内における領主権力の代行者であったと言える。

新次郎家の場合、管轄村が菅浦一村に限定されているので、他の郷代官と同様に扱えない部分があるかと思われるが、任務内容や役料の割当などは、『大津市史』の記述を参考にして問題ないであろう。事実、村内に新次郎が年貢徴収の事務に携っていたからこそ「磯辺年貢新次郎立」の五升が、他の百姓に気づかれずに上納することが可能であったであろう。菅浦村内においての新次郎家の立場は、膳所藩の

民政組織の末端役人である代官として領主権力の代行者であって、また藩は新次郎家を通して村支配を行っていたと言える。

次に、新次郎家の家業を見ていきたい。新次郎家の持高は、近世を通じて多少の増減はあるものの十三石前後を維持している。^⑦ この持高は村内の上位に位置するが、農業依存度が少ない菅浦にあって、個々の百姓の持高がそのまま村内経済状況に反映しているとは言い難い。

新次郎家は農業の他に複数の家業を営んでいたことが史料上から判明する。酒製造販売、石灰製造販売、金融業である。まず酒造業であるが、裁許状からもわかるように酒株を所持し、運上を納めることで酒造およびその販売を営んでいた。裁許状の文面上では、商売は村内のみで、他所から買いに来るものはないとあることから、その販売範囲は菅浦村内だけであったことわかるが、実際のところ、どの程度の収入を得ていたかは未詳である。元禄十一年（一六九八）二月付の酒造御改ニ付起請文^⑧の差出には興徳坊と一緒に祇樹庵^⑨が連署されている。興徳坊とは新次郎家当主が隠居した後に入居する寺庵のことで、新次郎家が所持していた酒株と同一と見てよいだろう。村内に酒株所持者が何人いたかは判明しないが、新次郎家以外にも村内に酒株を所持していたものが存在していたことがわかり、同家の独占的営業ではなかったと思われる。

二つ目の石灰の製造販売業は、裁許状には見られない職種であるが、天保期の史料^⑩よりその経営状況が幾分か判明する。

□ 申一札之事

□ 字一里坂、石灰竈々々所御催被成候ニ付、拙者所持之畑ニ、

当酉年より来午年迄拾ヶ年切ニ而、石灰竈并諸建物共御建被成候、右灰石并諸建物敷地、為益銀と石灰売俵ニ付式厘宛申請候約束ニ御座候間、右畑地ニ付、何方も故障ヶ間敷義有之間敷候、為後日一札如件

天保八年

酉五月

菅浦新太郎殿

菅浦村

六兵衛

取為替申一札之事

一、拙者所持之山ニ而焼上ヶ仕候鱗印石灰之義、可相成丈ヶ北方ニ而売捌申候、其余之分、其仲はいへ御頼申候処、其年々之相場通ニ而不残買請被下候約速ニ御座候而、御互ニ為取替仕候上者、依之此方ニ而一切御仲はい之外売仕間敷候、為後日一札如件

天保十一年

子三月

菅浦新四郎

膳所御地廻り

肥屋御仲はい衆中

為取替申一札之事

一、是迄其許御山ニ而御焼被成候石灰売捌方差支候趣被仰候ニ付、鱗印石灰之儀者北方ニ而被成御捌候、残之分者仲間中江買請可申候、尤直段之儀者、其時之相場ニ応相仕切可申候、万一仲間内ニ而右代銀相滞候ハ、互ニ世話いたし取立皆済候様取斗可仕候、為後日依而如件

天保十一年庚子年三月

肥物屋仲間年番

勢多組米屋清右衛門(印)

膳所 近江屋三郎兵衛(印)

塩屋新右衛門(印)

菅浦村

菅浦新太郎殿

まず、天保八年(一八三七)の文書をみると、六兵衛所持の畑地を益銀を支払い、十ヶ年の間借請け、菅浦新太郎がそこに竈の他諸施設を構え、肥石灰を製造していたことがわかる。

次の天保十二年(一八四一)年三月付の二通の文書からは、新太郎と勢多・膳所肥物屋仲間との間に石灰の取り引きがあったことがわかる。その契約内容は、新太郎製造の「鱗印之石灰」は「北方」(具体的にどのような取り引き先であったかは、この史料のみでは判断としないが)で売捌かれたあと、その残りを肥物屋仲間がその時の相場による値段設定で買請けるというものであった。この契約書が菅浦新太郎と肥物屋仲間との間で取り交されていることから、新太郎が村製造の石灰を取りまとめ、代表者として取引きしていたのではなく、あくまで新太郎個人と肥物屋仲間との契約であったといえよう。どの程度の生産であったか、この他に傍証できる史料がないので推測にとどまるが、新次郎家の個人経営ではあるが「北方」で売り捌いた残り分で、更に肥物屋仲間と取り引きができるぐらいであるから、幾分かの利益が見込まれたのであろう。

三つ目は金融業である。規模の程はさだかではないが、金融業を営んでいたことは、寛保の争論で、貸借無利息の村法度によって損失を

被っていると新次郎が訴えていることから確認できる。貸借無利息の法度が、酒法度と同じく新次郎への村方の抵抗運動の一環であったと解釈するならば、村内における新次郎の貸付額はかなりのものだったのかもしれない。また、「他村より銀米借り来」るならば「私義」が「村之取替賄致遣候」とあることから、貸付の範囲が村内にとどまらず他村にまで及んでいたことがわかる。「村之取替賄致遣候」とは具体的に何を意味するのかは判然としないが、村方に替って新次郎が貸付銀米を賄ったという意味であろうか。

複数の家業を営んでいることや、持高も村の上位クラスに位置すること、また、興徳坊という隠居場をもっていることなど、著しい経済格差が生じなかったとされる菅浦村であるが、その村内において、新次郎家は比較的裕福な家であったと思われる。嶋津新次郎家は村内の有力な家の一つであったことに違いないが、特に近世初頭に代官職に就き、領主権力を後ろ盾にすることになり、村内での地位をさらに高めていったのであろう。

しかし本争論で村方より強い抵抗を受け、真っ向から惣百姓と対峙したことは、新次郎家の代官としての立場が絶対的なものではなかったと言える。同じ村社会の一員である新次郎に何の断りも無く、明らかに彼への当てつけのような酒法度や無利息の村法度を制定している点は、このことを物語っている。

第三節 村法度の触流

寛保の争論は、代官新次郎家と村自治との対立という構図を持ってた。しかし、新次郎家もまた、膳所藩の民政機構である代官職を勤め

ながらも、彼自身も菅浦住民であり、菅浦自治の担い手としての性格を有していた筈である。では何故、両者間に確執が生じたのであろうか。この問題は、争論発生の社会的背景として押えておきたい。本節は、この問題を検証するための事例として、村法度の触流の仕来りについて見ていこうと思う。

裁許状の新次郎の言分には、「山法度之外村法度之儀私へ窺候而、得心之上村中江触流仕来候所、近年ハ我儘ニ罷成、聊以窺候義無之、何事ニ而も如斯相極申触候」とある。新次郎は村寄合による決議を自分を通さずに、村中へ触流していることに異議を申し立てているのである。「近年」とあることから、争論がおこる以前から新次郎家と村方との間には深い確執が生れていたであろう。

このような異議を申し出た新次郎の意図するところは、村内の諸事決定の場において、自身が最上位者であることを公儀の前で確認することにあったのではなからうか。本来は中老衆等による村法の制定↓新次郎による承認↓新次郎より村中への触流しするのが正当な手順であるのに、近年は新次郎の承認無しに、諸事取り決めがなされていることは不法であると主張していることから、新次郎の意図するところが読み取れよう。とすれば、村内諸事決定の場での最上位者としての地位を確立、さらにその「触流」―施行―の掌握、とが新次郎の目指すところであったと解釈できよう。

さて、この新次郎の言分に対し、百姓は「往古々諸法度之儀者、庄屋・肝煎・忠老、品ニより御代官様迄も相談之上、法度触仕候」と返答している。新次郎の言分を全面的に否定する訳でもなく、かと言って新次郎の決定に従うと言っている訳でもなく、「品ニより」、つまり

窓
場合によってはうかがいを立てることもあるが、そうで無いこともあ
るとしているのである。

史
裁許状からは、諸事決定や「触流」掌握を主張することで、村内で
の地位を確かなものにしよとすると新次郎方の意図を読みとることが
できるが、反面、代官としての新次郎の発言権が絶対的なものでは無
かったことがうかがえよう。

村内における新次郎の発言の影響力があったことは否定しない。し
かし、百姓の対応「品ニより」の一言、つまり、すべてのことにおい
て、新次郎にうかがいを立て許可を得る絶対性はなかったのである。

その理由として考えられるのは、新次郎が領主権の代行者としての
性格を有する一方で、自分たちを同じく村落機構の成員として時には
領主権と対峙する立場であるという認識が菅浦住民の中にあつたため
ではなからうか。だからこそ、村の成員としての役目を果すのではな
く、それに対立する領主権力の代行者としての立場のみに徹する傾向
が顕著になった新次郎に対し、村方の強い反感が生じ、結果的に新次
郎抜きでの諸法度の制定、村中へ触流すという村方の行為に至つたと
指摘できまいか。

以下、次章において、村落自治に対立した領主権力とは具体的に何
かという点を踏まえ、争論の焦点のⅡ「棹立限」の支配、Ⅲ年貢納入
方法について検討していきたい。

第三章 小物成の成立と地先支配

第一節 「棹立限」の特質

本節では地先、具体的には「棹立限」とはどのような特質を持つ場
所であり、またその「棹立限」の「村方支配」とはいかなる内容であ
つたかを検討したいと思う。

まず史料に従って説明すると「棹立限」とは、個人の所有権に属し
ながらも、「村方之地法」に従って「村方支配」されている共同利用
の場所である。山法度のように成文化された規定があればよいのであ
るが、湖水際地先についての村法度は、残念ながら管見の限り見当ら
ない。しかし、幸いなことに、この寛保の争論は湖水際地先である
「棹立限」を論所としているので、先の裁許状やその他関係史料に多
くの記事を見出すことができる。以下、史料を見ながら「棹立限」の
特質と「村方支配」について検証していきたいと思う。

一、磯辺田地之地先義ハ、惣而棹立限り申て、田地持主ニ付キ申
候、田地売買ニも書のせ、売買申候事ニ而御座候、訊ケ委細ニハ
不存候へ共、六尺棹ヲ立、其深サ之所迄ハ磯辺田地へ付キ申事ニ
而御座候と存候へ共、又村方ニ泥も取り、まこ等をも取り候事
ハ、村中之支配ニ仕候、山田畑之上下草ハ村中立込仕候而、かり
残候立木ハ水落之田畑へ付キ申候事ニ而御座候

右の史料は、藩からの本争論に関する質疑への村方よりの返答書の^⑨

一部を抜き出したもので、「棹立限」について端的に説明されている。

この史料によれば「棹立限」とは磯辺田地尻から湖に向けて、棹の立ところまでの領域のこと指し、売券に四至表示として記載されているように、その所有権は磯辺田地の持主の下にあったと同時に、肥である泥土や真菰の共同採取場として「村中之支配」する領域であるという、私有と共有の観念を合わせ持つ領域であった。

右史料の後にある山田畑に接する山林の記事を見ると、共同採取の場でありながら、その利用は限定されたことがわかる。具体的には田畑に接する山林には「立木ハ其田畑主ノ支配仕候得共、鎌ニ而かり取候柴木等者、他人之持分之合壁江参候而何程其取候而も、持分之者講不申」とあり、立木に限っては田畑合壁の山林として持主の権利に属する一方で、鎌で刈取れる草や柴木は自由採取できるという山林利用の慣行があった。

田畑合壁の山林と同様に、湖水際田地の地先である「棹立限」にも、在地の利用慣行があった。裁許状中の一文には「湖水際棹立限者、百姓持地之御棹先^(合)壁ニ而、面々田地尻を見通し、右場所之葭柳等刈取致支配、其上田畑へ持運候泥土ハ村中ノ取之候」とある。「棹立限」においても葭・柳は水際田地持主の権利で、それ以外の真菰・泥土は自由採取できる慣行があったことが読み取れる。

また、裁許状には論所である日差・諸川の田地から集落まで浜通沿いにある畑前の利用の仕方についての記述がある。その内容を見ると、浜通沿いの畑前は稲を干すための「はさま場」として百姓各々が好きなところに杭を立て稲垣を設置する場所であった。しかし、稲垣を

自由に設置することは出来たが、浜通沿田畑の持主が「畑之砂石をはさま場江持出し捨」るとき、邪魔となる杭は、杭を立て利用していた者へは、「断りなしニ拔退」いてもよいことになっていて、その理由は、浜道沿の畑前もまた「竿立限支配場」であったからであるとしている。

以上のように、「棹立限」とは完全な自由採取・利用の場でなく、その一部に持主の権利が確保されたのである。しかしながら、所有権が認められ、持主のみの特権が確保されてながらも、持主の意思が通らないという特質があったことが、次にあげる事例から看取できる。

一、右之通竿立限リ支配場ニ候ハ、未年新次郎より竿立之内ニ被致普請候を持分之者共年々其分ニ差置候事有間敷儀ニ候、新次郎江再三相断リ承引無之候ハ、膳所表迄も御断リ可申上筈ニ候所、当年迄捨置候事者如何様之訳ニ而候哉と御尋被成候

此儀、右論所田地境湖水際ニ石垣之根石有之事ニ候故、夫レ置ニハ持分より致普請候、夫レより表之儀ハ竿立限支配場ニ而、村方之地法有之場所ニ新田出来候儀無キ是非も事と奉存、持分之者共のミ独リ立候而得証儀も不仕、其通ニ差置候、此度迎も合壁持分之者共のミ之事ニ候ハ、其分ニも致し置可申候得共、村中一統之事故、如斯及出入ニ申候

右の史料は、新次郎に地先の「竿立限」を普請されてしまった湖水際田地持主が、当事者として出訴に及ばなかった理由を藩から問われ

たことに對する百姓方の返答である。少々難解であるが、その意味するところを読み取ってみる。

返答の内容は、論所は「竿立限支配場」であつて、「村方之地法」の場所である。その場所に新田が出来たとしても「村方支配」の場であるので、持主が個人的に出訴したとしても「証儀」を得ることはできない。でも、今回のことは、持主たちに限ったことではなく、「村中一統」が異議を申し立てていることなので、このように出入に至つたのである、と説明している。すなわち「村方之地法」により「村中一統」承認の上での新田開発であれば、たとえそこが個人所有に属する「棹立限」であつても、個人の意志は通じなかつたと解釈できる。言い換えれば、菅浦住民には「棹立限」はその持主の意見より、「村中一統」の意思が優先される領域であるという觀念が潜在的にあつたと理解できよう。

これまで見てきたように、争点は論所が「棹立限」であるか否かであつて、「棹立限」は個人の所有権に属しながらも共同採取場として「村方支配」されてきたというこれまでの慣行を否定するものではなかつた。そして藩の裁許は、売券の表記に従い、論所は「棹立限」であつて個人所有に属するものとして、新次郎新田の囲杭の打ち直しを命じており、「村方地法」による「棹立限」の利用慣行を容認している。

保立道久氏によると、「棹立限」という四至の表示例は、早くは平安期の史料に見られるという。同氏による「棹立限」の見解は、「棹立の水深の水域、つまり潮の干満に洗われる地先の磯・藻場・浅瀬・干潟や、水際・渚・浜などは陸と水面の接点として、人間開発領有行

為が最も及びやすい身近な水の世界」であつたとし、その水域でおこなわれる磯漁などの採取活動は、住人集団の共同体的慣行に任されておき、莊園制的河海の上級領有権は、共同体的慣行を排除するのではなく、包摂することにより支えられたとしている。^②

菅浦において売券に「棹立限」と表記されるのは天正・慶長期頃よりであり、保立氏が対象とした時代より数百年下るが、菅浦の場合も同様、地先の採取活動は共同体的慣行（＝「村方支配」）によるものであり、また領主権力である膳所藩も「村方支配」を容認しているという共通点を見いだせるのである。

さて、ここで前章で述べた中老衆の機能内容に立ちかえて分析すると、「棹立限」の「村方支配」―地先支配―の中心的担い手は、惣有地や共同採取場の管理運営に深く関わっていた中老衆であつたと考へるのが妥当であろう。このように捉えるならば、中老衆が「頭取之者」に退役させられた理由も、その役目を果せず「村方支配」の場で、争論を招いた責任を取らされたと解釈できよう。

第二節 小物成の成立

本節ではⅢ新田地の納税方法について、小物成の成立と合わせて考察すること、争論の本質に迫り、猶且、地先支配の実態を明らかにすることを目指したい。

繰り返し述べるが、争論発生が開発完了後数年を経たのちであつた。加えて、裁許内容にもあつたように、論所が既に肥採取場として機能していなかつたことは当然村方一同周知のことであつたはずで、したがって、百姓方がこの争論によって、論所をものごとく肥採取

場として再機能させることを目的とはしていなかったと言える。言い換えると、争点は村方支配の湖水際地先を開墾の是非でも、また開墾によって肥採取場としての機能を不能にしたことでもなかったのである。

では、右に述べた理由で争いが起ったのではないとすれば、村方の真の主張は何であつたのであろうか。直接的要因が何であつたかを、もう一度確認するとそれは争論の発生の原因となつたのは、免定や「村方年貢諸入用勘定目録」に「磯辺年貢新次郎立」と記載されていたことであつたからに他ならない。

では問題となつた「磯辺年貢新次郎立」とはいかなる種類の租税であつたのか。裁許状からでは不明瞭なので、菅浦文書に残る多くの免定を見てみると、寛保元年より「磯辺年貢」もしくは「新次郎新田」という小物成五升が恒常的に高付けされていることがわかる。これは新次郎の言分である。「磯辺年貢新次郎立」五升を酉年（寛保元年）より、新次郎方より上納しているということと合致している。このことにより、新次郎によって開発された新田は他の田畑地とは異なり、本年貢としてではなく、小物成として課税されたことが判明した。

小物成について概説すると、田畑地に課せられる貢租を本途物成もしくは本年貢ということに対し、山野河海の利用益権に課せられる雑税のことで、中世の公事の系統を引くものと説明されている。^③『地方凡例録』を見てみると、小物成の種目は実に多種に渡り、その課税方法も地域ごとによって異なり、統一的ではなかったことがわかる。

さて、ここで一つの疑問が生じよう。それは課税対象が田地であるのに、何故田地以外のものに課税される小物成が賦課されることとな

つたのかという疑問である。

高木昭作氏は、小物成徴収の意義について、習慣的な用益権であつた山野河海が国家の領有に包摂された点にあるとしている。^④菅浦の場合に当てはめて考えてみると、これ以前には存在しなかつた小物成が賦課されたことで、膳所藩の山野河海—具体的には湖の水域—への何らかの高権が発生したことになる。しかし、小物成の対象となつたのは、山野河海ではなく、もともとは湖水際田地の地先であつたところの新田地であつた。

この小物成賦課に対する村方惣百姓の反応は、次にあげる史料から読み取ることが出来る。

此儀ハ当六月新次郎殿父子、去戌ノ年御年貢并村方諸入用算目録村中江為御見候処、米五升尅合五勺磯辺御年貢と申事有之候故、其目録得印形不仕候者、其以後村中含合相談仕相願候者、其元様ニ者是迄之通磯辺新田不被成候共、御難儀筋者有間敷候、尅人之新田ニ被成候而ハ、村方難儀仕候間、先格之通村方支配ニ被成下候得者、夫共御年貢上リ候物故、御止難被成候ハ、御年貢ともニ村方江御願返し可被下候、左候ハ、村方々精々ソいの御礼可申候、無左候ハ、此度之目録ニハ得印形仕間敷と相断リ候得共、承引無之故、其後新次郎殿へ村中より書付を以願候事御座候

右の史料にあるように、新次郎にとっては無くとも困ることがないぐらい僅かな新田であつたことは事実であらう。しかし、村方にとつては僅かであつても「尅人之新田」であることが「難儀」であつたの

窓である。では、村方惣百姓にとって、一体なにが「難儀」であったのであろうか。

史　ここで着目したのは、「御年貢ともニ村方江御願返」という村方惣百姓の願意である。先述のように「磯辺年貢新次郎立」は「私方多」、つまり新次郎が個人的上納している。つまりは、近世社会で通常とられる村請制とは違う貢納法であって、膳所藩と新次郎個人との契約の上での貢納であったことが想定されよう。このように考えると「御年貢ともニ村方江御願返」の意味は、新田地を「村方支配」とし、既に新次郎個人から上納を済ませている「磯辺年貢新次郎立」に關しては、今後は村請による貢納に変更したいと願ひ出たことであると解釈することが可能ではなからうか。さらに言えば、高外（＝小物成）であった磯辺年貢を高内（＝本年貢）に組み込み、山野河海への領主権力の具現であった小物成の成立を阻止しようとする村方の抵抗であったと解釈できるのではなからうか。

他の膳所藩領において菅浦と同様の事例は現段階では拾い得ていないが、しかし近世菅浦村に新次郎の新田開発を契機に小物成が成立したことは、紛れもない事実である。しかも、賦課対象が通常小物成の対象とされない田地である以上、かなり強引な行為であったと言わねばならない。更に言えば小物成の徴収を藩が実現させるためには、代官新次郎の存在なくしては叶わぬことであったことが想起させられるのである。村方と争ってまでも新次郎が僅かな土地に執着した理由も、領主権力の代行者として、菅浦村に小物成を成立させることになつたのではなからうか。

新次郎新田から従来賦課されることになつた小物成を徴収するこ

とが、藩の湖水領域への領主権力の介入と解釈しなければ、何故、極僅かな土地を巡って村内争論が展開されたのか、また何故、膳所藩が強引に小物成を賦課したのかが説明できないのである。

以前、別稿にて中世菅浦住民が、朝廷の供御人として供御料を上納することによって湖を生業の場とする特権を持っていたことは周知の事実であるのに、太閤検地以降、本争論が起つた寛保年中までの間、湖水領域を対象とする小物成が賦課されなかったことは、近世菅浦村の実態を考察するための本質の問題であることを指摘した⁵。眼前に豊かな琵琶湖を湛える菅浦にとって、湖領域は生活空間の一部であり、またそこを利用してきたのだと考えるのに異論はないと思う。しかし、膳所藩の菅浦支配の範疇には湖水領域及び、その利益権は含まれていなかったのである。このことは村が意識する村落領域と領主が掌握している村落領域との間には、少なからず乖離があつたことを示唆していると言えよう。

このように解釈すると、寛保の争論の背景には、膳所藩の湖水領域支配政策があり、本争論の本質は、代官の権限の延長にある領主権力と中世以来湖水領域の「村方支配」を維持してきた村自治との対立であったと結論付けることが出来るのではなからうか。

むすびにかえて

寛保の争論の結果、近世菅浦村に小物成が成立した歴史的意義は大きいと言える。なぜならば、小物成が恒常的に賦課されることは、これまで領主の把握するところではなかつた湖水領域への領主権の発生であつたことが想起されるからである。誤解を恐れずに言う

と、膳所藩がめざしたのは、地先に出来た僅かな新田の支配ではなく、さらにその先に広がる湖水域までも領主権力下に置こうとしたと言えるのではなからうか。新次郎の新田開発の背後に藩権力があつたと解釈すれば、新たに開発された湖水際田地に本年貢ではない小物成を賦課出来たことも、二年間もの間、村方惣百姓がその事実には気づかなかつた理由も納得がいくのである。小物成という貢租は、寛保の争論以前に菅浦村にはなかつた。この事實は、争論の結果、恒常的な小物成徴収という既成事実が出来し、これにより湖水際の地先に領主権が発生したと評価できよう。しかしながら、その地先の管理・運営は、依然として「村方支配」に依るものであり、領主権力もそれを否定せず、容認するという立場をとつたのである。

最後に、この問題は、湖を生業の場として漁業を活発に行つていた、中世菅浦社会へ遡及する必要性があると考える。中世菅浦を対象とした研究は枚挙にいとまがないほど多くの成果が報告されている。しかしながら、その中で近世社会をを基点に中世菅浦惣に遡及して論述する方法ととっているものは皆無である。筆者の力量不足で、中世菅浦についてあまり触れることが出来なかつたことは、本稿の反省点として今後の課題とするところである。

註

- ① この山争論は地先争論とあわせて比較分析を行つていくべきであるが、本稿においては、筆者の怠慢により、十分な検討を加えるに至らなかつた。
- ② 原田敏丸氏「村落自治の伝統とその変質―近江国浅井郡菅浦村について―」(『近世村落の経済と社会』 山川出版 一九八三年)。
- ③ 原田敏丸氏「近世村落の基礎構造―近江国浅井郡菅浦村について―」(『近世村落の経済と社会』 山川出版 一九八三年)。

- ④ 前掲③。
- ⑤ 菅浦の東・西村の集落形態については、伊藤裕久氏『中世集落の空間構造―惣的結合と居住集合の歴史的展開―』(『生活史研究所 一九九二年』)に詳しい。
- ⑥ 原田氏前掲②論文。田中克行氏「惣と在家・乙名」(『中世の惣村と文書』 山川出版 一九九八年)。
- ⑦ 長老衆は、ニジュウニンとも呼ばれていることから、明らかに中世の乙名廿人制の系譜を引いていると言える。昭和五一年(一九七六)に実施された聞取調査(秋元春朝氏「長老衆の現在―菅浦の場合―」(『神戸大学教育学部研究集録』五八 一九七七年)により、村三役とよばれる区長・区長代理・組長のほかに長老衆という役があり、年齢四七・八歳から五〇歳ぐらいで、和丈二人と若衆二人の計四人構成、任期二年で一年ごとの交替で、その職務の主たるは惣有地の管理や共同作業場の差配であり、その役割からも中老制を受継いでいることがわかる。
- ⑧ 菅浦の近世文書には多数の免状が伝来しており、山崩れがあつた元文三年(一七三八)以降、百石近く減免されていることがわかる。尚、菅浦の近世文書は、中世文書と同様に滋賀大学経済学部附属史料館に寄託されており「菅浦文書―近世の部―」(『彦根論叢』一一九・一二〇 一九六六年)として目録化されている。以下、断りがない限り本稿で「菅浦文書」とある場合、この目録に収録されているものを示す。
- ⑨ 「菅浦文書」(村政一)。この裁許状の他に、本争論関係文書は「菅浦文書」・「菅浦家文書」とも、争論当事者双方に伝来している。「菅浦家文書」は嶋津新次郎家に伝来した文書である。「菅浦文書」と同じく滋賀大学経済学部附属史料館に寄託されており、中世文書は「菅浦家文書」(一)・(二)・(三)、『滋賀大学経済学部附属史料館紀要』一四・一五 一九八一・八二年)に翻刻されている。
- ⑩ 裁許状には三人に減つたとあるが、これは東・西村三人ずつの誤りで、「菅浦文書」(宗教三)の享和元年(一八〇一)の「古来有来通留」に「西村本堂より西川口江見通し、西は西村、但し忠老役三人、若年ツム廻持、東・東村、右同断」とあることから、実際は東西村合わせて六人であつた。

⑪ 「菅浦文書」(村政二)、寛保の地先争論一件の留帳。その内容は、膳所藩からの質問に対する村方の返答書の控である。

⑫ 原田氏前掲②論文。
⑬ 同右。

⑭ 昭和五十一年の聞取調査によると、中老衆の系統である長老衆の仕事として、境界争いの仲裁・入会地の監視・村の行事計画・川の管理・網浦元入札の管理・「ニュー」の場代徴収・共有林の管理などがあがっている。(秋元春朝氏前掲⑦)。

⑮ 享保年間に菅浦の惣寺である時宗阿弥陀寺の住持であった宅円が記した「江州浅井郡菅浦阿弥陀寺什物等之記録」(堀大慈「江州浅井郡菅浦阿弥陀寺什物等之記録―近世菅浦の惣寺について―」(『史窓』三六 一九七九年)、同じく宅円が記した「日鑑」(同氏「江州浅井郡菅浦阿弥陀寺所蔵『日鑑』(上)(下)」、『史窓』三七・三八 一九八〇年)。

⑯ 前掲⑬。

⑰ 秋元氏前掲⑦論文。

⑱ 「菅浦文書」(号外)

⑲ 前掲⑮の阿弥陀寺住持宅円の記録。

⑳ 近世菅浦には九ヶにのぼる寺庵があった。

㉑ 新次郎の名は明応年間ごろより史料上にあらわれる。当主は代々「新次郎」「新次郎大夫」と名乗っていたが、「新四郎」や「新太郎」と名乗っていた時期もある。新次郎家は「嶋津」を名乗るが、文化六年(一八〇九)、藩主が薩摩藩主嶋津家より嫁を迎えたことにより、「嶋津」を名乗るのは不敬にあたるとして「菅浦」と改名している(菅浦家文書「幕政二」)。

寛

一、本苗字 ⊕ 嶋津

改苗字 ⊕ 菅浦

本田下総守様御代薩州様御姫様御迎被遊候ニ付、苗字・常紋共差支候故、右之通相改申候

文化六年

巳十二月

菅浦新四郎

忠盛(花押)

田中克行氏は中世文書に登場する「嶋津」と新次郎家の関係は不明とし

ている。また新次郎家は中世菅浦惣庄内の有力住民のひとつに過ぎないとし、「菅浦家文書」に見える売券は、いわゆる「小領主」の土地集積の事例として扱うのは無理であるとしている。「地下請と年貢取秩序」(『中世の惣村と文書』山川出版 一九九八年)。

⑳ 滋賀大学経済学部史料館編『菅浦文書』(六六九号)。

㉑ 同右(六六八号)。

㉒ 『新修大津市史 近世後期 第四卷』(一九八一年)

㉓ 『菅浦家文書』(幕政一〇八)より、新次郎に対し代官役料として五から三石が支給されていたことがわかる。『新修大津市史』によると、この

役料は支給されるのではなく、各々の持高にかかる年貢高より免除されていたとしている。

㉔ 『菅浦文書』(土地四・五・八・九・一〇)

㉕ 『菅浦家文書』(醸造二)

㉖ 菅浦にある禅宗寺院の一つ。塩津正応寺の末寺。

㉗ 『菅浦家文書』(金融二・三、土建二)

㉘ 前掲⑬。

㉙ 同右。

㉚ 保立道久氏「中世前期の漁業と荘園制―河海領有と漁民身分をめぐって―」(『歴史評論』三七六 一九八一年)

㉛ 佐藤和彦編『日本史小百科 租税』(東京堂出版 一九九七年)。

㉜ 高木昭作「惣無事令について」(『歴史学研究』五四七 一九八五年)。

藤田恒春氏は「小物成の成立やその性格についての議論は、領有論を前提とするのではなく、個々の村の前時代以来慣行的に用益してきた〈場〉や〈物〉と公権力の関わり方として理解すべき」としている(『小物成の成立』『豊臣秀次の研究』文献出版 二〇〇三年)。その他、小物成の研究に、藤田達生氏「小物成の成立過程―近世初頭の山支配を素材として―」(『日本近世国家成立史の研究』校倉書房 二〇〇一年)がある。

⑳ 拙稿「近江湖岸村落領域についての一史論―近世菅浦村研究の課題と展望―」(『京都女子大学大学院文学研究紀要史学編』一号 二〇〇二年)